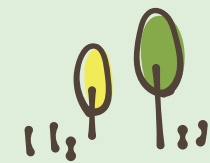




保健センターげんき荘からのお知らせ

問い合わせ ☎73-1717



令和6年度 高齢者肺炎球菌定期予防接種のお知らせについて

令和6年度の定期接種対象者に対し、接種費用の一部助成を行います。

※これまで実施してきました、年度年齢65歳から5歳刻みの方への定期接種は、令和5年度で終了しました。

【定期接種対象者】

接種日時点で、高千穂町に住民票がある方で、

①65歳の方(接種日時点で65歳以上66歳未満が対象)

②接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方で、身体障がい者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方

※対象者である証明として、医療機関に身分証(住居地・年齢がわかるもの)、上記②に該当される方は身障手帳等をご提示ください。

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)を1回以上接種した方は、定期接種の対象外となります。ご注意ください。

【助成費用額】

自己負担4,000円を超えた額を助成します。

※助成は一生涯につき1回限りです。

※生活保護世帯の方は無料です。

【その他の注意事項】

①対象者への個別通知は行いません。接種をご希望される方は、定期接種対象時期に各自医療機関で接種を受けてください。

②県外で接種される場合は、保健センターが発行する依頼書が必要です。事前申請となりますので、接種前に必ず保健センターへご連絡ください。



带状疱疹ワクチン任意予防接種の一部費用助成を開始しました

町では、令和6年度より任意予防接種である带状疱疹ワクチン予防接種の一部費用助成を実施しております。

【対象者】

接種日時点で、高千穂町に住民票がある50歳以上の方

【対象となる予防接種費用】

令和6年4月1日以降に接種した带状疱疹予防接種費用

ワクチンの種類	助成額（1回あたり）	上限額（1回あたり）	助成回数
不活化ワクチン	費用額の2分の1	10,000円	1人2回
生ワクチン		4,000円	1人1回

※助成はどちらか1方で、生涯1度のみ。

※他市町村からの助成を受けている場合は対象外。

【申請から助成までの流れ】

- ①医療機関で接種をし、病院窓口で費用を全額支払います。
- ②保健センター窓口にて費用助成の申請を行います。
- ③後日、指定の口座に助成金額が振り込まれます。

【申請に必要なもの】

- ①領収書（原本）
- ②接種したことが証明できる書類（接種証明書等）
- ③通帳（申請者名義）
- ④印鑑（認印可）

※請求書は保健センター窓口で記入していただきます。

予約の必要性や、ワクチンの種類など、ワクチンに関することは直接医療機関へお問い合わせください。



【带状疱疹とは】

過去に水ぼうそうに感染した方が、加齢や過労、ストレス等で免疫力が低下した際に、体内の带状疱疹ウイルスが再活性化し発症します。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人がかかるといわれています。

带状疱疹を発症すると、水ぶくれを伴う赤い発疹が左右のどちらかに帯状に広がります。症状は痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続きます。皮膚症状が治まった後も、带状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間にわたる痛みが続くことがあります。